

議案第103号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

平成28年9月28日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中第131号を第133号とし、第126号から第130号までを2号ずつ繰り下げ、第125号の次に次の2号を加える。

126	松阪市いじめ対策審議会委員	日額	7,000円
127	松阪市いじめ調査委員会委員	日額	7,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。